

横須賀市教育・保育施設等給食費等支援事業補助金の概要

1 趣旨

物価高騰の影響を受けている教育・保育施設等の負担を軽減するとともに、利用者の費用負担への影響を抑制するため、教育・保育施設等に対し財政支援を行うもの。

2 交付対象

申請日時点において、市内に所在する次に掲げる施設等（公立施設を除く。）の設置者

- (1) 幼稚園
- (2) 保育所
- (3) 認定こども園
- (4) 認可外保育施設
- (5) 事業所内保育事業所
- (6) 一時預かり事業を行う者（上記（1）～（5）に該当する場合を除く。）

3 対象経費

食材等費

（児童の昼食又は昼食の調理に要する食材の調達のために、施設等が支出している経費（自園調理・外部搬入等は問わない））

- ※ 保育所及び認定こども園については、3号認定児童を除く。
- ※ 本補助金を活用し、利用者の負担軽減措置（令和8年3月までの徴収料金を据え置く措置を含む。）を図る場合に限る。
- ※ 児童に提供する昼食（食材）購入費用の施設負担額が令和3年度に比べ増大している場合に限る。
- ※ 国又は地方公共団体から、別途、補助金等を受ける場合は当該補助金等の額を差し引く。

4 対象期間

令和7年4月から令和8年3月まで

※交付申請は半期ごとに行います。

5 交付額

次表の算定式による。

補助単価	算定式
60 円	補助単価×喫食児童数 ^{注1} ×給食提供日数 ^{注2} ※1 令和7年4月～令和8年3月の間に施設等において昼食を提供した園児数（給食費を徴収した各月初日の在籍者数の合計） ※2 令和7年4月～令和8年3月の間に施設等において園児に昼食を提供した実日数

横須賀市教育・保育施設等給食費等支援事業補助金に係る Q&A

No.	分類	質問	回答
1	交付対象	「一時預かり事業を行う者（上記（1）～（4）に該当する場合を除く。）」とあるが、幼稚園、保育所、認定こども園等で実施している一時預かりは対象となるか。	「一時預かり事業を行う者」ではなく、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設として交付対象としています。
2	交付額	補助単価はどのように算出しているのか。	給食1食当たり単価に、物価上昇率（変化率）を乗じて算出しています。
3	交付額	交付額は、食材等費のみに充当する必要があるのか。	本補助金の充当先や充当額の制限はありません。 ただし、利用者から徴収しない費用に優先的に充当するなどにより、利用者から徴収する給食費等を増額するような対応は認められません。
4	食材等費	給食調理（提供）を他の事業者に委託している場合、対象となるか。	昼食又は昼食の調理に要する食材の調達のために、施設等が支出（負担）している場合は、対象となります。
5	食材等費	昼食の提供がない日でも、飲み物やおやつを提供している場合、当該日は含めてよいか。 また、昼食の提供はしていないが、飲み物やおやつを提供している施設は対象となるか。	児童に昼食を提供した日数のみが算定の対象です。 従って、昼食を提供していない施設は対象外です。
6	食材等費	他の業者の注文弁当は対象となるか。	児童の昼食として提供しており、施設等が昼食代を支出（負担）している場合は対象となりますですが、利用者から代理受領した弁当代をそのまま業者に払うなどにより施設等の費用負担がない場合は対象外です。 決算書等の書類により施設の支出（負担）が確認できる費用であるか否かで判断します。 ただし、業者の値上げ等により利用者の負担額を値上げ等する場合には、本補助金の趣旨から、本補助金を申請の上で当該額を <u>施設等の負担額等</u> とし、利用者の負担額を据え置くこと等を検討してください。
7	食材費等	卒園式で、昼食の提供はないが、記念品等で式典に参加する児童が食べる食品を提供する場合、当該日は含めてよいか。	対象として差支えありませんが、当該食品等を他の補助金の対象とする場合や、保護者から実費で徴収している場合は、対象外です。
8	食材等費	給食費を徴収していない乳児の粉ミルク等は対象となるか。	対象ではありません。 本補助金の算定の基となる児童は、 <u>施設等で給食費を徴収している児童</u> です。

No.	分類	質問	回答
9	食材等費	給食を用意したものの喫食しなかった児童は、対象となるか。	喫食児童数は、給食費を徴収しているか否かで判断しますので、当該日分の給食費を徴収している場合は、喫食の有無にかかわらず喫食児童数に含めてください（個別の児童が実際に喫食したかどうかは算定に影響しません）。
10	食材等費	副食費徴収免除対象者である児童は喫食児童数に含めてよい。主食代を徴収していない場合はどうか。	当該児童分の給食提供（購入）に当たり、施設等の費用負担がある場合は含めてください。
11	食材等費	児童により喫食日数が異なるが、給食提供日数はどのように考えればよい。	施設等が各月に給食提供をした日数で算定します。 1日の喫食児童数の多寡は問いません。
12	食材等費	「食材等費は、児童に提供する昼食（食材）購入費用の施設負担額が令和3年度に比べ増大している場合に限る」とあるが、令和7年度に幼稚園から認定こども園に移行した場合等、比較が難しい場合はどのように考えればよい。	提供児童1人当たり単価が増大している場合は、対象と考えていただいて結構です。令和3年度から給食の質及び量等を変更していない場合は物価高騰の影響を受けていると考えられるため、一律に総額で比較できなくても差し支えありません。
13	徴収額との関係	「本補助金を活用し利用者の負担軽減措置を図る場合に限る」とあるが、負担軽減措置とは、具体的にどのような場合か。	①物価高騰により、利用者から徴収する給食費の値上げを実施していない場合。 ②令和7年4月以降、既に値上げを実施したもの、本補助金の交付により、令和8年3月までの給食費を値上げ前の水準に戻している（又は戻す予定である）場合。この場合、値上げ分は、利用者への返金や今後徴収する費用から差引くなどの対応をしている（又は対応を予定している）こと。
14	徴収額との関係	「本補助金を活用し利用者の負担軽減措置を図る場合に限る」とあるが、負担軽減措置の対象は主食代のみか。副食費についても負担軽減措置が必要となるか。	主食、副食（昼食にかかるもの）を区分せず、負担軽減措置が必要です。
15	徴収額との関係	物価高騰を受けて、利用者からの徴収額を既に値上げしている場合、申請可能か。	No.12のとおり、本補助金の交付により、令和8年3月までの給食費を値上げ前の水準に戻している（又は戻す予定である）場合は、申請可能です。 ①「値上げによる增收額」と、②「本補助金の算定額」を比較し、②が①を上回る場合は、既に値上げした分について、令和7・8年度中に利用者への返金や今後徴収する費用から差引くなどの対応をしてください。（①が②を上回る場合はNo.16を参照）

No.	分類	質問	回答
16	徴収額との関係	物価高騰を受けて、利用者からの徴収額を既に値上げしている場合、申請時には返金していないものの今後返金予定であれば、申請可能か。 返金が令和8年4月以降となる場合も申請可能か。	No.12 のとおり、令和7・8年度中に返金を予定している場合又は徴収する費用から差引くなどの対応を予定している場合は、申請可能です。 可能な範囲で早期の返金をお願いします。
17	徴収額との関係	補助金の交付額以上に食材等費が高騰している場合は、交付を受けた上で、差額分の値上げを行い、利用者から徴収することは可能か。	実費を超えない範囲で差額を徴収することは差し支えありませんが、事前に変更内容及び市の補助金を活用してもなお、やむを得ない値上げであることを利用者に説明し、同意を得てください。 既に値上げをしている場合は、補助金の交付額分は、令和7・8年度中に利用者への返金や今後徴収する費用から差し引くなどの対応をしてください。
18	徴収額との関係	補助金の交付を受けずに、利用者からの徴収額を値上げすることは可能か。	利用者の費用負担への影響を抑制するという本補助金の趣旨から、補助金を活用することなく、これを利用者に転嫁するという運用は、適切ではありません。
19	その他	施設運営を他の業者に委託しており、委託業者が給食費を負担している場合、申請可能か。	対象経費に係る設置者（施設等）の費用負担がない場合（委託契約料に包括している場合も含む）は対象外です。 ただし、委託業者の値上げ等により利用者の負担額を値上げ等する場合には、本補助金の趣旨から、本補助金を申請の上で当該額を <u>施設等の負担額等</u> とし、利用者の負担額を据え置くこと等を検討してください。
20	その他	対象経費に係る支出が他の施設や交付対象外の施設等と一体である場合は、どのように算出するのか。	本補助金は、市で予め補助単価を設定していますので、補助対象である教育・保育施設等に係る児童数や日数等により算出してください。 他の補助対象施設等と併設している場合も、それぞれ区分して算出してください。
21	その他	市外児童がいる場合、住所地の自治体から同種の補助等を受けるが、横須賀市の補助金の児童数に含めてよいか。	含めてください。 児童数は市内・市外を問いません。